

帝塚山学院大学大学院学則

第1章 総 則

(名 称)

第 1 条 学校法人帝塚山学院寄附行為第2条および帝塚山学院大学学則第4条第2項に基づき、帝塚山学院に大学院を置き、本大学院は帝塚山学院大学大学院と称する。

(目 的)

第 2 条 帝塚山学院大学大学院（以下「本大学院」という）は、「力の教育」という帝塚山学院建学の精神を継承しながら、広い視野に立って学術の理論および応用を研究享受し、専攻分野における精深な学識と研究能力を養い、高度の専門性を要する職業等に必要的能力を有する人材を育成し、人類の文化の向上と幸福な社会の発展に貢献することを目的とする。

2. 本大学院のうち、専門職大学院の課程（以下「専門職学位課程」という）は、学術の理論および応用を享受研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。

(自己点検・評価)

第 3 条 本大学院は常に教育研究水準の向上を図り、前条の目的および社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検および評価を行い、その結果を公表し、その改善・充実に努める。

2. 前項の点検および評価の実施のために、自己点検・評価委員会をおく。同委員会に関する規程は別に定める。

3. 第1項の自己点検・評価に加え、本大学院の教育研究活動等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに文部科学大臣の認証を受けた評価機構による評価を受けるものとする。

4. 第1項の点検及び評価に関し、必要な事項は別に定める。

(ファカルティ・ディベロップメント〔FD〕)

第 4 条 本大学院は課程の目的、教育内容・方法についての組織的な研究・研修に努めるとともに、教員の教育・研究指導能力の向上を期し、個別の教育研究活動の評価を行うものとする。

2. ファカルティ・ディベロップメント活動の実施および個々の教育研究活動の評価方法については別に定める。

(課程および修業年限等)

第 5 条 本大学院に修士課程および専門職学位課程を置く。

2. 修士課程および専門職学位課程の標準修業年限は、2年とする。

3. 在学期間は、修士課程および専門職学位課程においては4年を超えることはできない。

4. 長期・短期にわたる教育課程の履修については別に定める。

(研究科、専攻および教育研究上の目的等)

第 6 条 本大学院には、次の研究科および専攻を置く。

研究科	専 攻	課 程
人間科学研究科	人間科学専攻	修士課程
人間科学研究科	臨床心理学 専攻	専門職 学位課程

2. 人間科学研究科の教育研究上の目的

人間科学専攻（修士課程）は、健康科学、情報・認知科学の分野で活躍できる実践的応用力を身につけたリーダーを育成する。

臨床心理学専攻（専門職学位課程）は、高度な専門的知識と技能を身につけ、多くの心理臨床経験を積むことによりあらゆる臨床心理現場に即応しうる高度の心の専門家（臨床心理士）を育成する。

(学生定員)

第 7 条 本大学院の学生定員は、次のとおりとする。

研究科	専攻	修士課程	
		入学定員	収容定員
人間科学研究科	人間科学専攻	10名	20名
人間科学研究科	臨床心理学専攻	20名	40名

第2章 学年・学期および休業日

(学 年)

第 8 条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学 期)

第 9 条 学年を分けて、次の2学期とする。

前 期

4月1日から9月30日まで

後 期

10月1日から翌年3月31日まで

2. 必要がある場合、学長は前項の学期の期間を変更することができる。

(授業日数)

第10条 1年間の授業日数は、定期試験などの日数を含め、35週にわたることを原則とする。

(休業日)

第11条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (2) 日曜日
- (3) 創立記念日(5月12日)
- (4) 夏季、冬季および学年末休業日に関しては、別に定める本学の学年暦による。

2. 必要がある場合、学長は前項の休業日を臨時に変更することができる。
3. 第1項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 入学、退学、休学、転学、留学および除籍

(入学時期)

第12条 入学の時期は学年の初めとする。

2. 前項にかかわらず、学期の区分に従い入学することができる。

(入学資格)

第13条 本大学院修士課程および専門職学位課程に入学する資格のある者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 外国において日本の学校教育における16年の課程に相当する課程を修了した者
- (3) 文部科学大臣が大学の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学に3年以上在学し、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと研究科委員会が認めた者
- (6) その他本大学院が大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学試験)

第14条 入学志願者に対して選抜試験を行い、学長は研究科委員会の意見を聴いて、入学を許可する者を決定する。

(入学出願)

第15条 入学志願者は入学願書に、別に定める書類および入学検定料をそえて所定の期日までに、提出しなければならない。

(入学手続)

第16条 入学試験に合格した者は、所定の期日までに本学所定の誓約書およびその他の書類を提出し、入学金を納入しなければならない。

(退学および再入学)

第17条 病気その他やむを得ない理由によって退学しようとする者は、保証人が連署した退学願を提出し、学長が研究科委員会の意見を聴いて、許可することがある。

2. 前項によって退学した者が、再入学を願い出るときは、願い出の理由によって、学長が研究科委員会の意見を聴いて、許可することがある。

(休学および復学)

第18条 病気その他やむを得ない理由によって就学できない者は、休学を願い出ることができる。その場合、保証人が連署した休学願を提出し、学長が研究科委員会の意見を聴いて、許可することがある。

2. 休学の期間は、原則として2年を越えることができない。
3. 休学の期間は、在学年数に算入しない。
4. 休学者が復学しようとするときは、保証人が連署した復学願を提出し、学長が研究科委員会の意見を聴いて、許可することがある。

(転学)

第19条 学生が他の大学院に転学を志願する場合は、学長が研究科委員会の意見を聴いて、許可することがある。

2. 他の大学の大学院学生が本学大学院に転学しようとするときは、欠員のある場合に限り学長が研究科委員会の意見を聴いて、許可することがある。

(留学)

第20条 外国の大学院で学修することを志願する者は、学長が研究科委員会の意見を聴いて、許可することがある。

2. 前項により留学した期間は、修業年限に含めることができる。ただし、1年を超えることはできない。
3. 外国の大学院で修得した単位については、第30条に基づき、学長が研究科委員会の意見を聴いて、本大学院人間科学専攻（修士課程）の単位として認めることができる。ただし、10単位を越えることはできない。

(除籍)

第21条 次の各号の一に該当する者については、学長が研究科委員会の意見を聴いて、除籍する。

- (1) 学費を納付しない者
- (2) 第5条第3項が規定する最長在学年数を越える者
- (3) 休学の期間が本学則第18条第2項に規定された期間を越える場合
- (4) 長期にわたって無届で欠席した場合

2. 前項(1)により除籍された者が復籍を願い出たときは、学長が研究科委員会の意見を聴いて許可することができる。

第4章 研修生、研究生、科目等履修生および聴講生ならびに外国人学生

(研修生)

第22条 本大学院において、特定の課題について研究することを志願する者があるときは、学長が研究科委員会の意見を聴いて、研修生として許可することがある。

2. 研修生に関して必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第23条 本大学院において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、学長が研究科委員会の意見を聴いて、研究生として許可することがある。

2. 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第24条 本学則第13条の各号の一に該当する者が、人間科学専攻(修士課程)の開講する授業科目の一部について履修を志願する者があるときは、本学の教育に支障のないかぎり、研究科委員会において選考のうえ、学長が研究科委員会の意見を聴いて、科目等履修生として許可することがある。

2. 科目等履修生が受講した科目について試験を受け、合格した場合は、学長が研究科委員会の意見を聴いて当該科目の単位を授与する。

3. 科目等履修生に関して必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第25条 本学則第13条の各号の一に該当する者が、人間科学専攻(修士課程)の開講する授業科目の一部について聴講を願い出るときは、本学の教育に支障のないかぎり研究科委員会において審査のうえ、学長が研究科委員会の意見を聴いて、聴講生として許可することがある。

2. 聴講した科目の単位取得の認定は行わない。

(外国人学生)

第26条 外国人で第14条によらないで入学を志願する者は、学長が研究科委員会の意見を聴いて、外国人学生として入学を許可することがある。

第5章 教育方法等

(教育方法)

第27条 人間科学専攻(修士課程)の教育は、授業科目の授業および学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行なうものとする。「研究指導」に関すること、その他の指導については別に定める。

2. 臨床心理学専攻(専門職学位課程)の教育は、授業科目の授業および実践科目の指導によって行なうものとする。その他の指導については別に定める。

(授業科目および単位数)

第28条 各研究科各専攻各コースおよび課程の授業科目および単位数は別表(1)、(2)のとおりとする。

(履修方法)

第29条 人間科学専攻(修士課程)の学生は、2年以上在学し、当該専攻・コースの授業科目について30単位以上履修しなければならない。

2. 人間科学専攻(修士課程)の学生は、研究科委員会が教育研究上有益と認めたときは、他の専攻・コース又は学部の授業科目を履修させることができる。

3. 第2項の規定により修得した単位は、学部の授業科目を除き、他の大学院で修得した単位と合わせて10単位を超えない範囲で当該専攻において修得したものとみなすことができる。

4. 臨床心理学専攻(専門職学位課程)の学生は2年以上在学し当該専攻の授業科目について52単位以上履修しなければならない。

5. 臨床心理学専攻(専門職学位課程)の学生は、研究科委員会が教育上有益と認めるときは、他の専攻・コース又は学部の授業科目を履修させることができる。

6. 第5項の規定により修得した単位は、修了に要する単位に算入することはできない。

(他の大学院における授業科目の履修)

第30条 研究科委員会において教育研究上必要と認めた場合には、あらかじめ他大学の大学院と協議し、双方の承認が得られたとき、学生は当該他大学の大学院の授業科目を履修することができる。

2. 前項の規定により修得した単位は、人間科学専攻(修士課程)においては本学大学院の他の専攻・コースで

修得した単位と合わせて10単位を超えない範囲で、本学において修得したものとみなすことができる。

3. 第2項の規定は、第20条の規定による留学の場合に準用する。

(単位の認定)

第31条 授業科目の単位の認定は、筆記もしくは口述試験又は研究報告により担当教員が行うのを原則とする。

2. 授業科目の成績は、秀(100~90)・優(89~80)・良(79~70)・可(69~60)・不可(59~0)の5種とし、秀・優・良・可を合格とする。

(修士課程、専門職学位課程の修了の認定)

第32条 人間科学専攻(修士課程)の修了要件は、2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえ、修士の学位論文の審査および最終試験に合格することとする。ただし、特に優れた業績を上げた者については、在学期間に関しては1年以上在学すれば足りるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず指導教員が認めた場合は、学位論文の作成等に必要な研究指導を行わず、当該研究科において定める授業科目をもってこれに代えることができる。

3. 学長は、研究科委員会の意見を聴いて、人間科学専攻(修士課程)の修了認定を行う。

4. 臨床心理学専攻(専門職学位課程)の修了要件は、専門職学位課程に2年以上在学し、52単位以上を修得したうえ、学位審査に合格することとする。特に優れた業績を上げた者についての在学期間に関しては、1年以上在学すれば足りるものとする。

5. 学長は当該専攻会議および研究科委員会の意見を聴いて、臨床心理学専攻(専門職学位課程)の修了認定を行う。

第6章 学位論文等の審査および学位の授与ならびに資格等の授与

(修士課程および専門職学位課程修了の時期)

第33条 修了の時期は原則として学年の終わりとする。

(修士課程の学位論文等の審査、専門職学位課程の学位審査および最終試験等)

第34条 人間科学専攻(修士課程)の学位論文の審査および最終試験は、学位論文を中心としてこれに関連のある学問領域について行なう。ただし、研究科委員会において適当と認めるときは、特定の課題研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

2. 前項のほか、修士課程の学位論文等の審査および最終試験等学位に関し必要な事項は、帝塚山学院大学学位規程に定めるところによる。

3. 臨床心理学専攻(専門職学位課程)の学位の審査は、的確な実践力の評価および基礎的研究能力修得度を評価し総合的に審査する。

4. 第3項のほか、専門職学位課程の学位に関し必要な事項は、帝塚山学院大学学位規程に定めるところによる。

(学位の授与)

第35条 学長は、研究科委員会の意見を聴いて、人間科学専攻(修士課程)修了者に対して、次の修士の学位の授与を決定する。

修士(人間科学)

2. 学長は、研究科委員会の意見を聴いて、臨床心理学専攻(専門職学位課程)修了者に対して、次の修士の学位の授与を決定する。

臨床心理修士(専門職)

3. 学位授与に関し必要な事項は、帝塚山学院大学学位規程の定めるところによる。

(資格等の取得)

第36条 第32条の第4項により臨床心理学専攻(専門職学位課程)の修了が認められた者で、臨床心理士受験資格を取得しようとする者は、所定の臨床心理士受験資格課程の授業科目および単位数を修得しなければならない。授業科目は別表(3)のとおりとする。履修方法は別に定める。

2. 人間科学専攻(修士課程)において教育職員免許状(栄養教諭専修免許状)授与の所要資格を得ようとする者は、

別表(4)に定める科目および単位を修得しなければならない。

第7章 学 費

(学 費)

第37条 本学において徴収する学費は、別表(5)のとおりとする。

2. 授業料は、毎学年4期分納とする。分納の時期は、4月末日、7月末日、10月末日および1月末日までとする。
3. すでに納入した学費およびその他の納入金は返還しない。

(授業料の納入および免除等)

第38条 授業料を納入しない者は、本学則第34条に定める試験を受けることができない。

2. 授業料の納入を怠った者は、学長が研究科委員会の意見を聴いて、除籍を決定する。
3. 第2項の規定によって除籍された者が再入学を願い出るときは、学長が研究科委員会の意見を聴いて、許可することがある。
4. 休学期間中は、在籍料を納付するものとし、この期間の授業料、教育充実費および実験実習費は全額を免除する。
5. 本学則第5条に定める標準修業年限以上在学し、且つ第32条の規定により修了の認定をされなかった者のうち、修了の認定を受けるための不足単位数が4単位以下の者で、且つ翌年度の履修登録単位数が8単位以下の者は、翌期の授業料の半額を免除し、教育充実費は、全額を免除する。
6. 本学則第5条に定める標準修業年限以上在学し、前項の規定の対象とならない者は、教育充実費のみ全額を免除する。

第8章 賞 罰

(表 彰)

第39条 学業が特に優秀な者または学生の模範となる行為をした者は、学長が研究科委員会の意見を聴いて、これを表彰する。

(懲 戒)

第40条 学則に違反し、または本学の教育方針に反する行為があった者は、学長が研究科委員会の意見を聴いて、これを懲戒する。

2. 懲戒は、戒告または停学(有期および無期)もしくは退学とする。
3. 懲戒退学は、次の各号の場合に限る。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者
4. 懲戒の手続きについては別に定める。

第9章 大学院組織

(大学院評議会)

第41条 本大学院に大学院評議会をおく。

2. 大学院評議会は学長、研究科長および各専攻およびコース主任、事務局長をもって組織する。
3. 大学院評議会は、学長がこれを招集してその議長となる。ただし、学長は議長を研究科長に代行させることができる。
4. 大学院評議会の規程は別に定める。

(大学院評議会の審議事項)

第42条 大学院評議会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うにあたり、審議し意見を述べるものとする。

- 一. 大学院学則および内規に関する重要事項

- 二. 教育課程、教員人事、学生人事等本大学院の運営に関する重要事項
- 三. 予算に関する事項
- 四. その他、学長が教務統括上必要とする事項

2. このために各種委員会をおき、学長が委員を委嘱する。委員会の規程は別に定める。

(研究科長)

第43条 研究科に研究科長を置く。

2. 研究科長は、研究科所属の教授のうちから、研究科委員会が選出する。
研究科長の任免は学長の具申により理事長が行う

(研究科委員会)

第44条 研究科に研究科委員会を置き、その研究科に所属する専任教員をもって組織する。

2. 研究科委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。
3. 研究科委員会は、研究科長が必要と認めた場合または、3分の1以上の委員の要求があったときに開催する。
4. 研究科委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
 - (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了
 - (2) 学位の授与
 - (3) 前二号に掲げるもののほか、教育に関する重要な事項で、研究科委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの
5. 研究科委員会は前項に規定するもののほか、学長及び研究科長その他の研究科委員会が置かれる組織の長(以下この項において「学長等」という。)がつかさどる教育に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
6. 学長が決定する事項は別に定める。

(教員組織)

第45条 本大学院における授業および研究指導は、帝塚山学院大学の教授および准教授のうちから選定された者が担当する。ただし、特別の事情のある場合は、専任の講師をこれに充てることがある。

(事務職員)

第46条 本大学院の事務処理のため、事務職員を置く。

第10章 研究指導施設

第47条 本大学院に大学院生研究室およびその他必要な施設を置く。

第11章 センター

第48条 本大学院に心理教育相談センターを置く。

2. 心理教育相談センターに関する規程は別に定める。

第12章 社会連携機構

(社会連携機構)

第49条 本学に社会連携機構をおく。

2. 社会連携機構に関する規程は、別に定める。

第13章 雑則

第50条 本学則に定められていない事項については、研究科委員会の定めるところによる。

第14章 学則の変更

(学則の変更)

第51条 本学則を変更するには、研究科委員会および大学院評議会における意見を聴いて、理事会の議決を得なければ
ならない。

(附 則)

本学則は平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

本学則は平成16年4月1日から施行する。

(附 則)

本学則は平成17年4月1日から施行する。

(附 則)

本学則は平成18年4月1日から施行する。ただし、学則第37条の学費は、平成17年度入学生にも適用する。

(附 則)

本学則は平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

本学則は平成20年4月1日から施行する。

(附 則)

本学則は平成22年4月1日から施行する。

(附 則)

本学則は平成23年4月1日から施行する。

(附 則)

本学則は平成25年4月1日から施行する。ただし、学則第37条の学費は、平成25年度入学生から適用する。

(附 則)

本学則は平成27年4月1日から施行する。

(附 則)

本学則は平成28年4月1日から施行する。

(附 則)

本学則は平成28年6月1日から施行する。

(附 則)

本学則は平成29年4月1日から施行する。

別表(1)

授業科目		単位数	備考	
大学院 人間科学研究科 人間科学専攻				
基礎科目	人間科学概論A	2		
	人間科学概論B	2		
	人間科学概論C	2		
専門科目 (健康科学領域)	食品科学特論	2		
	公衆栄養学特論	2		
	健康運動学特論	2		
	応用栄養学特論	2		
	栄養生化学特論	2		
	食品保健・機能学特論	2		
	給食経営管理学特論	2		
	臨床栄養学特論	2		
	病態医学特論	2		
	栄養教育特論	2		
	食生活経済学特論	2		
	専門科目 (情報・認知科学領域)	メディア社会特論	2	
		情報セキュリティ特論	2	
情報セキュリティ心理学		2		
大脳生理学		2		
脳科学概論		2		
認知発達科学		2		
認知心理学特論		2		
人格心理学特論		2		
産業心理学特論		2		
生涯発達学特論		2		
教育心理学特論		2		
発達障害特論		2		
神経心理学特論		2		
演習・指導科目		応用栄養学演習	2	
	公衆栄養学演習	2		
	食品保健・機能学演習	2		
	臨床栄養学演習	2		
	認知科学演習	2		
	発達科学実践演習	2		
	研究指導	8		

別表(2)

授業科目		単位数	備考
大学院 人間科学研究科 臨床心理学専攻 (専門職学位課程)			
臨床心理学 基幹科目	臨床心理学原論演習 I	2	
	臨床心理学原論演習 II	2	
	臨床心理査定学演習 I	2	
	臨床心理査定学演習 II	2	
	臨床心理査定学実習 I	2	
	臨床心理査定学実習 II	2	
	臨床心理面接学演習 I	2	
	臨床心理面接学演習 II	2	
	臨床心理面接学実習 I	2	
	臨床心理面接学実習 II	2	
臨床心理 展開科目	臨床心理地域援助学演習 I	2	
	臨床心理地域援助学演習 II	2	
	臨床心理地域援助学実習 I	2	
	臨床心理地域援助学実習 II	2	
	臨床心理地域援助学実習 III	2	
	臨床心理地域援助学実習 IV	2	
	臨床心理事例研究演習 I	2	
	臨床心理事例研究演習 II	2	
	総合の事例研究演習 I	2	
	総合の事例研究演習 II	2	
臨床心理関連行政論	2		
選択科目 (特修科目を含む)	認知心理学特論	2	
	社会心理学特論	2	
	人格心理学特論	2	
	心理統計法特論	2	
	臨床精神医学	2	
	生涯発達学特論	2	
	学校臨床心理学特論	2	
	犯罪心理臨床論	2	
	心身医学	2	
	家族療法特論	2	
	臨床実践事例特修科目 I	2	
	臨床実践事例特修科目 II	2	
	臨床実践技能特修科目 I	2	
	臨床実践技能特修科目 II	2	
認知行動療法特論	2		
発達障害特論	2		

別表(3)

臨床心理士受験資格課程に関する専門科目

授業科目		単位数	備考
臨床心理学 基幹科目	臨床心理学原論演習Ⅰ	2	
	臨床心理学原論演習Ⅱ	2	
	臨床心理査定学演習Ⅰ	2	
	臨床心理査定学演習Ⅱ	2	
	臨床心理査定学実習Ⅰ	2	
	臨床心理査定学実習Ⅱ	2	
	臨床心理面接学演習Ⅰ	2	
	臨床心理面接学演習Ⅱ	2	
	臨床心理面接学実習Ⅰ	2	
	臨床心理面接学実習Ⅱ	2	
臨床心理展 開科目	臨床心理地域援助学演習Ⅰ	2	
	臨床心理地域援助学演習Ⅱ	2	
	臨床心理地域援助学実習Ⅰ	2	
	臨床心理地域援助学実習Ⅱ	2	
	臨床心理地域援助学実習Ⅲ	2	
	臨床心理地域援助学実習Ⅳ	2	
	臨床心理事例研究演習Ⅰ	2	
	臨床心理事例研究演習Ⅱ	2	
	総合的事例研究演習Ⅰ	2	
	総合的事例研究演習Ⅱ	2	
臨床心理関連行政論	2		
選択科目 (特修科目を含む)	認知心理学特論	2	
	社会心理学特論	2	
	人格心理学特論	2	
	心理統計法特論	2	
	臨床精神医学	2	
	生涯発達学特論	2	
	学校臨床心理学特論	2	
	犯罪心理臨床論	2	
	心身医学	2	
	家族療法特論	2	
	臨床実践事例特修科目Ⅰ	2	
	臨床実践事例特修科目Ⅱ	2	
	臨床実践技能特修科目Ⅰ	2	
	臨床実践技能特修科目Ⅱ	2	
	認知行動療法特論	2	
	発達障害特論	2	

別表(4)

栄養教諭専修免許状取得に関する専門科目

授業科目		単位数	備考
栄養に係る教育に関する科目	学校栄養教育特論	2	
	学校栄養食事指導論	2	
	学校栄養食事指導演習	2	
	栄養生化学特論	2	
	食品保健・機能学特論	2	
	食品科学特論	2	
	応用栄養学特論	2	
	栄養教育特論	2	
	臨床栄養学特論	2	
	病態医学特論	2	
	公衆栄養学特論	2	
	給食経営管理栄養学特論	2	
	応用栄養学演習	2	いずれか1科目2単位選択必修
	公衆栄養学演習	2	
	食品保健・機能学演習	2	
臨床栄養学演習	2		

別表(5)

学 費
入学検定料 30,000円
入学金 200,000円
(人間科学専攻〈修士課程〉)
授業料 560,000円
教育充実費 120,000円
実験実習費 40,000円
(臨床心理学専攻〈専門職学位課程〉)
授業料 760,000円
教育充実費 180,000円
実験実習費 160,000円
休学在籍料 (前期)30,000円・(後期)30,000円
聴講生
選考料 5,000円
登録料 10,000円
聴講料 (1単位) 10,000円
研修生
在籍料または登録料(半年) 10,000円
研修料(半年) 60,000円
研究生
在籍料または登録料(半年) 10,000円
研究指導料(半年) 30,000円